

仕 様 書

1 基本事項

この委託業務は、広島原爆養護ホームの職員が使用する職員被服及び入園者が使用する毛布等（以下「洗濯物」という。）のクリーニングを受注者に委託するものである。

2 洗濯方法

受注者は自己の所有する洗濯施設を使用して、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第八「患者等の寝具類の洗濯の業務について」に定める衛生基準に従い洗濯物を適正に処理しなければならない。

3 洗濯物の種類及び予定枚数

別表のとおりとする。ただし、予定枚数は職員数及び入園者数の増減その他の事由により変動がある。

4 引取、納入

- (1) 発注者は、洗濯物を引き渡すときは、引渡書を受注者に交付する。
- (2) 受注者は、引渡書の交付を受けたときは、当該引渡書に記載された洗濯物を発注者が指定する期限までに完全な状態に仕上げ、発注者（各園の職員）が指定する場所へ納入し、検査を受けるものとする。
- (3) 受注者は、納品した洗濯物のうち発注者の指摘を受けた物については、受注者の費用負担において再洗濯・補修等を行い、速やかに再度納入し、再検査を受けるものとする。
- (4) 受注者は、発注者の洗濯物を紛失又は損傷をしたときは、発注者に連絡するとともに相当額の損害賠償を行う。
- (5) 受注者は、事故その他の理由により納品が遅延するとき又は納入ができなくなるときは、その旨を直ちに発注者に連絡するとともに、発注者の施設の運営に支障を来さないようにしなければならない。
- (6) 発注者による毎月の検査完了期日（期限）は、翌日の19日（ただし、業務が完了した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

5 広島原爆養護ホーム舟入むつみ園耐震工事に伴う対応

- (1) 広島原爆養護ホーム舟入むつみ園耐震工事の終了等に伴い、発注者は当該契約を変更又は解除することができる。
- (2) 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

仕 様 書 別 表

品 目	予 定 枚 数
職 員 被 服 (介助衣・看護衣・白衣・予防衣)	4,200 着
毛 布	1,500 枚
タ オ ル ケ ッ ト	900 枚
ビ ー ズ 枕	200 個
膝 掛	100 枚
ク ッ シ ョ ン	500 個
マ ッ ト レ ス カ バ ー	100 枚